

のぞみが丘小学校 P T A 規約

第1条 [名称および事務局]

本会は、「のぞみが丘小学校 P T A」と称し、事務局をのぞみが丘小学校に置く。

第2条 [目的]

この会は、会員相互の信頼と協力によって、家庭・学校および社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 [活動]

- (1) 児童の健康・安全および福祉に関する活動。
- (2) 会員の福祉増進・知識教養の向上に関する活動。
- (3) その他本会の目的を達成するのに必要な活動。

第4条 [方針]

この会は、教育振興を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 自主独立のものであって他のいかなる団体および個人の支配・干渉もうけない。
- (2) 政党・宗教に関係なく営利を目的としない。また、どのような職務の候補者も推薦しない。
- (3) 児童の教育および福祉のために活動する他の団体・機関と協力する。
- (4) 学校の人事その他の管理に干渉しない。

第5条 [会員]

- (1) 本会会員は、のぞみが丘小学校児童の保護者と教職員（特別非常勤講師を含む）とする。
- (2) 会員は、すべてこの会の活動に積極的に参加するものとする。
- (3) 会員は、会費を毎月納めるものとする。金額・納入方法については、細則に定めるものとする。
- (4) 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 [機関]

この会に、次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 役員会 (4) 専門委員会 (5) 学級委員会 (6) 地区委員会
- (7) 父親の会 (8) 会計監査委員 (9) 役員・会計監査委員選考委員会 (10) 特別委員会

第7条 [総会]

- (1) 総会は、本会の最高決議機関で全会員をもって構成し、毎年1回、年度始めに開催する。
ただし、運営委員会が必要と認めた時または会員の3分の1以上の要請があった時には臨時に開催する。
- (2) 総会は、会長が招集し定足数は会員の現在数の3分の1以上とする。
- (3) 総会の議事は、出席者の過半数で決議する。（規約の改正は除く）

第8条 [運営委員会]

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関として会長が招集する。
- (2) この会は、役員会・専門委員会各委員長・学級委員会委員長・地区委員会委員長・父親の会委員長・役員選考委員会委員長の運営委員で構成し、必要な都度開催する。
- (3) この会は、必要に応じて特別委員会を設置することが出来る。
- (4) この会は、3分の1以上の運営委員が要請した場合または会長が必要と認めた時に招集する。
- (5) この会は、運営委員の現在数の2分の1以上出席しなければ開催することが出来ない。
- (6) この会の議事は、出席者の過半数で決議する。

第9条 [役員会]

- (1) この会は、会務の円滑な運営を行う為の執行機関であり、会長1名、副会長2~4名、書記3~4名(P2~3名・T1名以上)、会計3~4名(P2~3名・T1名以上)、幹事2~6名(P2~6名)で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。
 - ① 会長は、本会を代表し会務を総括する。
 - ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - ③ 書記は、総会ならびに会合の議事を記録、通信・各種会合の報告およびその他資料の整理保管をする。
 - ④ 会計は、総会で議決した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、決算報告する。
会計年度は、4月1日より3月31日までとする。
 - ⑤ 幹事は、この会を円滑に運営するための業務を分担する。
- (2) 役員は、総会で承認する。
- (3) 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第10条 [会計監査委員]

- (1) 会計監査委員(2名)は、独立してその職務を行い、他の役員・委員を兼ねることはできない。
- (2) 会計監査委員は、経費の出納監査を年1回以上行い、監査の結果を総会に報告する。
- (3) 会計監査委員の任期は、1年とし再任することはできない。

第11条 [専門委員会]

- (1) 専門委員会には①～②の委員会を設置し、各委員会は、年間計画に基づいて所属の諸活動を研究・立案し、運営委員会に提案・報告および活動の遂行にあたる。
 - ① 環境厚生委員会
児童の福祉増進および学校の施設・設備の維持改善に努め、児童の学習生活環境の向上を図る。
 - ② 広報委員会
PTA新聞の発行やPTAホームページの運営にあたり、会員の意識の高揚に努める。
本会の活動状況の広報に努め、会員の活動の充実のために協力する。
- (2) 各委員会は、役員会が定める人数を各学級より選出する。
- (3) 専門委員会を構成する委員会は、それぞれ委員の互選により正副委員長を置き、教職員若干名をもって構成する。
- (4) 専門委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

第12条 [学級委員会]

- (1) 学級懇談会の運営ならびに協議事項の実施にあたる。
学級懇談会は、学級の保護者と学級担任をもって構成し、児童の健全な成長と会員の教養の向上を図る。
- (2) 学級委員会は、年間計画に基づいて諸活動を研究・立案し、運営委員会に提案および報告しなければならない。
- (3) 学級委員会は、各学級より委員を1名選出し、委員の互選により正副委員長を置き、教職員若干名をもって構成する。
- (4) 学級委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

第13条 [地区委員会]

- (1) この会は、校外での児童の生活指導・安全性の確保および生活環境の改善等の為に地区内会員の相互の連絡を計りながら、他団体と協力し児童の育成を図る。
- (2) 地区委員会は、年間計画に基づいて諸活動を研究・立案し、運営委員会に提案および報告しなければならない。
- (3) 地区委員会は、役員会が定める人数を各学団より選出する。
- (4) 地区委員会は、委員の互選により希みが丘区、美鈴が丘区、あすみ区に各1名ずつ正副委員長を置き、教職員若干名をもって構成する。
- (5) 地区委員会は、委員の互選により学団ごとに学団長を置く。
- (6) 地区委員長は、必要に応じて関係機関の会合に出席し、相互連携を図り活動をする。
- (7) 地区委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

第14条 [父親の会]

- (1) 父親相互の連携を図りPTA活動の活性化にあたる。
- (2) 父親の会は、年間計画に基づいて諸活動を研究・立案し、運営委員会に提案および報告しなければならない。
- (3) 父親の会は、全学年各学級に公募し、任意で入会された委員および教職員若干名をもって構成する。
- (4) 父親の会は、委員の互選により正副委員長を置く。
- (5) 父親委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

第15条 [役員選考委員会]

- (1) 役員選考委員会は、役員および会計監査委員の選考にあたる。
- (2) 役員選考委員会は、必要事項を運営委員会に提案および報告しなければならない。
- (3) 役員選考委員会は、委員の互選により正副委員長を置く。
- (4) 役員選考委員は、原則として役員選考対象から外す。
- (5) 役員選考委員の任期は、1年とし再任は妨げない。

第16条 [顧問]

- (1) 学校長は、本会の顧問とし、学校管理ならびに教育上必要と判断される場合には各会議に出席して、意見を述べることができる。
- (2) PTA会長の推薦を受けた者を顧問とし、本会運営上必要と判断される場合には各会議に出席して、意見を述べることができる。
 - ① 推薦を受ける者はPTA会員のみとする。
 - ② 任期は1年とし、必要に応じて会長より再任を要請することができる。

第17条 [細則]

この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第18条 [規約の改正]

この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。ただし、改正案は総会の少なくとも数日前に全会員に知らせておかなければならない。

第19条 [発効]

この規約は、平成18年5月12日より実施する。
この規約は、平成20年5月16日より実施する。
この規約は、平成25年5月11日より実施する。
この規約は、平成28年5月13日より実施する。
この規約は、令和3年5月10日より実施する。

この規約は、平成19年5月15日より実施する。
この規約は、平成22年5月14日より実施する。
この規約は、平成27年5月8日より実施する。
この規約は、平成30年5月2日より実施する。
この規約は、令和4年4月28日より実施する。